⑳　投資方針

ファンドの運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針（ファンドがファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、投資先ファンドの選定の方針として投資先ファンドの投資実績全体を重視しているものか、投資先ファンドの具体的な投資先を重視しているものか等）等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

㉑　投資対象

ａ　投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。

ｂ　投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

ｃ　ファンドが、ファンド・オブ・ファンズの形態をとる場合には、ファンドの純資産総額の10％を超えて投資する投資対象の名称・運用の基本方針・主要な投資対象及び管理会社の名称を記載すること。

㉒　運用体制

ファンドの運用体制（組織、当該ファンドの運用に関する内部規則、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、管理会社等によるファンドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

㉓　分配方針

約款に規定された分配方針を記載すること。

㉔　投資制限

ａ　法令又は約款に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。

ｂ　信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

㉕　投資リスク

ａ　ファンドの持つリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

ｂ　投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｃ　投資者がファンドの運用実績から投資リスクを把握できるよう、有価証券届出書提出日の直近日前５年以内における各月末について、当該ファンドに係る分配金再投資基準価額（税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した外国投資信託受益証券１単位当たりの純資産額をいう。以下ｃ及びｄにおいて同じ。）及び年間リターン率（当該各月末の分配金再投資基準価額から当該各月末の１年前の分配金再投資基準価額を控除した額を当該各月末の１年前の分配金再投資基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。ｄにおいて同じ。）を、図表等を用いて分かりやすく記載すること。この場合、他の投資資産に投資した場合における投資リスクと適切に比較できるよう、有価証券その他の投資資産に係る６種類程度の指標（客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であって継続的に公表されるものに限る。以下ｃにおいて同じ。）又は当該指標の表示通貨を外国投資信託受益証券の表示通貨に換算したものの年間騰落率（当該各月末の指標の値から当該各月末の１年前の指標の値を控除したものを当該各月末の１年前の指標の値で除して得た数に100を乗じて得た数）の当該直近日前５年以内における最大値及び最小値並びに平均値を、各指標ごとに、図表等を用いて分かりやすく記載すること。

ｄ　ｃにおいて、ファンドが設定されていない等の理由から当該各月末又は当該各月末の１年前の日の分配金再投資基準価額がなく、年間リターン率の算出ができない場合であって、ベンチマーク（特定の指標の変動率に当該ファンドに係る基準価額（外国投資信託受益証券１単位当たりの純資産額をいう。以下この様式において同じ。）の変動率を一致させることを目標とする場合（その旨が当該ファンドに係る約款に定められ、又は本有価証券届出書において記載されている場合に限る。）における、当該指標をいう。以下ｄにおいて同じ。）があるときには、当該ベンチマークを用いて基準価額を算出し、分配金再投資基準価額に代えて当該基準価額を用いて算出した年間リターン率を記載すること。ただし、投資者に誤解を生じさせるおそれのある場合には、この限りではない。

なお、当該年間リターン率を記載する場合には、過去の運用実績である年間リターン率ではなく、ベンチマークを用いて算出した年間リターン率を記載しているものである旨その他の投資者に誤解を生じさせることとならないようにするために必要な事項を明瞭に記載すること。

㉖　手数料等及び税金

投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。以下㉖及び㉚において「手数料等」という。）の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

㉗　申込手数料

申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料を対価とする役務の内容を記載すること。

㉘　買戻し手数料

買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料を対価とする役務の内容を記載すること。

㉙　管理報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期並びにこれらを対価とする役務の内容を記載すること。

㉚　その他の手数料等

ファンドに係る手数料等のうち㉗から㉙までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載するとともに、主要な手数料等については当該手数料等を対価とする役務の内容を記載すること。

㉛　課税上の取扱い

分配金、買戻代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

㉜　投資状況

ａ　有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。ただし、併合（投資信託及び投資法人に関する法律第59条において準用する同法16条第２号に規定する併合をいう。以下この様式において同じ。）により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの投資状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」㉗ａただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

ｂ　投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。㉝ｃ、㉞ｂ及び㉟ｃにおいて同じ。）を記載すること。